

加 監 公 表 第 1 0 号

平成 3 0 年 1 2 月 1 1 日

加古川市監査委員	藤田 隆司
加古川市監査委員	大塚 隆史
加古川市監査委員	白石 信一
加古川市監査委員	渡辺 征爾

## 監 査 公 表

地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定に基づき提出された加古川市職員措置請求（平成 3 0 年 1 1 月 8 日付提出）について、却下することに決定したので公表します。

## 1 請求の要旨

- (1) 平成30年8月1日に加古川市長が承諾した加古川西市民病院跡地活用事業者による事業計画の変更(3回目)において、旧本館跡地の活用方法が、「駐車場整備のほか、将来的な施設の建替用地としての活用や、余剰地を売却して住宅整備等を検討」から「駐車場整備以外は、住宅または兼用住宅の用途として民間企業に売却」に変更された。住宅または兼用住宅の用途として民間企業に売却することは、事業者の本来業務とは全く無関係であり、その売却益は市から事業者への利益供与と解することができる。当該用地を市が売却していれば、市の歳入となったものであり、措置請求時点では、具体的な売却額は不明であるが、売却額相当分は市に損害を与えるものである。
- (2) 平成28年3月に策定された加古川西市民病院跡地活用計画の事業者の募集方法において、「民間活用ゾーン(医療・福祉)と民間活用ゾーン(その他)は一括売却方式を基本として公募する。」と決定したことが根本問題である。
- (3) 契約や手続き等に違法性は認められないものの、不適切な契約と言わざるを得ない。
- (4) 当該用地売却額相当について求償し、このような事案の再発防止について、具体的な対策を求める。

## 2 却下する理由

地方自治法第242条に定める住民監査請求は、地方公共団体の住民が当該団体の執行機関又は職員の違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、これを予防し又は是正することで、住民全体の利益を守ることを目的とする制度であり、その対象となる行為は当該団体の財務会計上の行為又は怠る事実に限られる。

また、住民監査請求は、当該行為のあった日又は終わった日から一年以内でなければならない。

そこで、本市と加古川西市民病院跡地活用事業者との間で締結された土地建物譲渡契約(以下「土地建物譲渡契約」という。)及び加古川西市民病院跡地活用事業者による事業計画の変更(3回目)申出に対する本市の承諾行為(以下「事業計画変更の承諾行為」という。)の二つについて住民監査請求の要件を満たすものであるか検討する。

まず、土地建物譲渡契約についてであるが、当該契約は市議会の議決を得て平成29年1月27日に締結されたものであり、本件請求收受日において一年を経過し

ている。

次に、事業計画変更の承諾行為についてであるが、平成2年4月12日の最高裁判決によれば、財務会計上の行為とは、地方公共団体の公金その他の財産の財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする性質の行為をいうとされている。事業計画変更の承諾行為は、加古川西市民病院旧本館跡地の活用方法の変更を承諾したものであり、財務的処理を直接の目的とする性質の行為ではないことから、財務会計上の行為とは認められない。

以上により、本件請求は地方自治法第242条に定める住民監査請求の要件を満たさないものと判断する。